

三重県交通安全研修センター指定管理者募集要項

三重県 環境生活部 交通安全・消費生活課

平成24年8月

目 次

	ページ
1 指定管理者募集の目的	3
2 施設の概要	3
3 指定管理者が行う管理の基準	4
4 指定管理者が行う業務の範囲	5
5 指定管理者の指定の予定期間	10
6 管理に要する経費等	10
7 申請資格	10
8 指定の申請の手続き	12
9 指定管理者の選定	14
10 指定管理者の指定	16
11 指定管理者との協定の締結	16
12 管理状況の把握と評価・監査等	16
13 県と指定管理者との責任の分担	16
14 事業の継続が困難になった場合における措置	17
15 その他	18
16 問い合わせ先	18
様式 1 三重県交通安全研修センター現地説明会申込書	19
様式 2 質問票	20
様式 3 三重県交通安全研修センター指定管理者指定申請書	21
様式 4 三重県交通安全研修センター事業計画書	22
様式 5 三重県交通安全研修センター事業計画書の要旨	31
様式 6 宣誓書	32
様式 7 法人等の概要	33
別記様式 A グループ構成員表	34
別記様式 B 三重県交通安全研修センター管理運営業務に関する グループ協定書	35
別記様式 C グループ委任状	36

三重県交通安全研修センター指定管理者募集要項

三重県交通安全研修センター（以下「センター」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「地方自治法」という。）第244条の2第3項及び三重県交通安全研修センター条例（平成7年三重県条例第5号、以下「センター条例」という。）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の募集を行います。

1 指定管理者募集の目的

(1) 指定管理者制度活用目的（期待する効果）

県では、三重県交通安全研修センター（以下「センター」という。）の管理について、民間等が持つ創造的で柔軟な発想や豊富な知識を活用することにより、センターの効用を最大限に発揮し、また、県民サービスの向上と経費の縮減をはかるとともに、県がめざす施策の実現に寄与するため、指定管理者制度を活用します。

(2) 施設の設置目的（役割）

センターは、幼児から高齢者までのすべての県民を対象とする体系的な交通安全教育を推進することを目的として設置しています。

(3) 施設運営の基本的な方向性（運営方針）

交通安全教育は、県民一人ひとりが交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識を高めるとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけていただくうえで、重要な意義を有しています。

交通事故を未然に防止し、安全で安心して生活できる交通社会を実現するためには、幼児から高齢者まで幅広い県民に対し、それぞれの年齢層に合わせた交通安全教育を繰り返し継続して行う必要があります。

センターの管理運営について、指定管理者が果たすべき役割（期待する効果）は次のとおりです。

- ア 交通安全教育をより効果的、効率的に県内全域に普及させていくため、地域や職域で活動する交通安全教育指導者を体系的・継続的に養成し、交通安全教育を地域等に根付かせていくこと。
- イ 交通事故から身を守る理論（知識）を習得した上で、その理論（知識）を実践に結びつける能力（技能）を高めるために不可欠な教育手法である参加・体験・実践型の交通安全教育の重要性について周知し、利用拡大を図ること。
- ウ 県内の交通安全教育の「核」としての機能を充実させ、市町や警察など関係機関・団体と連携・協力し、多様な主体の参画を得ながら、地域等での交通安全教育の充実を支援すること。

2 施設の概要

(1) 名称

三重県交通安全研修センター（平成7年5月開設）

(2) 所在地

三重県津市垂水2566番地（三重県運転免許センターの4階に併設）

(3) 施設の構造・規模等

敷地面積（屋外施設） 12,821.63 m²

内訳	自転車コース	4,069.89 m ²
	4輪（自動車）体験コース	8,572.24 m ²
	車庫	179.5 m ²

延床面積（屋内施設） 1,339.00 m²

講習室、視聴覚室、シミュレータ室、展示・体験コーナー、事務室、トイレ、通路等

3 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者は、次に掲げるセンターの利用に係る基本的な条件及び管理運営の基本的事項に沿って、センターを適正に管理するものとします。

(1) 休館日

土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までとします。

ただし、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて変更することができます。

(2) 開館時間

午前9時30分から午後4時30分までとします。

ただし、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて変更することができます。

(3) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

指定管理者は、三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号）第13条第4項で準用する同条第1項から第3項までの規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関して知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはなりません。

(4) 管理に関する情報の公開

指定管理者は、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）の趣旨にのっとり、センターの管理に関して保有する情報について、公開に関する規程を整備する等、情報公開に対応してください。

(5) 県施策への協力

本県では、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、次世代育成支援、自然災害防災対策、地域安全対策等の施策を進めており、これらの施策について十分理解していただくとともに、県に協力し施策実現に寄与してください。（指定管理者としての業務を遂行する上で、これらの県がめざす施策に配慮した取組や対応を行ってください。）。

(6) 関係法令等の遵守

指定管理者が、センターの管理運営業務を行うにあたっては、次の関係法令等を遵守していただきます。

- ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- イ 三重県交通安全研修センター条例（平成7年三重県条例第5号）
- ウ 三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号）
- エ 三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）
- オ 三重県行政手続条例（平成8年三重県条例第1号）
- カ 第9次三重県交通安全計画
- キ みえ県民ビジョン
- ク その他センターを管理運営するための業務に関連する全ての法令等

(7) 暴力団等による不当介入への対応

指定管理者は、管理業務を実施するにあたり、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入（指定管理者に対して行われる契約履行に関する不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）及び妨害（不法な行為等で、管理業務の履行の障害となるものをいう。）を受けたときは、次の対応を行ってください。

- ア 断固として不当介入を拒否すること
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること
- ウ 県に報告すること
- エ 暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより管理業務に支障

が生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと

4 指定管理者が行う業務の範囲

センター条例第4条で規定する指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

なお、指定管理者が業務の遂行にあたり、県民に提供すべきサービスの水準を確保するため、業務区分ごとに具体的な「要求水準」を定めるとともに、業務の質の向上を図るため下記（2）の「成果目標」を定めています。

申請にあたっては、業務区分ごとにこれらの要求水準を満たすことのできる具体的な仕様を検討し、提案してください。

（1）業務の内容及び要求水準

I 交通安全に関する教育の実施に関する業務

交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に基づき、次のとおり交通安全教育を行ってください。

ア 参加・体験・実践型の交通安全研修事業

（ア）具体的内容

年齢・業務の形態等の受講者の特性に応じて、機器の使用等による参加・体験・実践型の効果的な研修を実施してください。

（イ）要求水準

対象とする受講者と研修目的を明確にした複数のカリキュラムを作成のうえ、研修を行ってください。

特に、学校や幼稚園の教諭、保育所の保育士など、教育等の現場における指導者（次表の⑮）に対するカリキュラムについては、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校という区分ごとに、個別にカリキュラムを作成してください。

対象	①保育所児童・幼稚園児、②小学生（低学年）、③小学生（中学年）、④小学生（高学年）、⑤中学生、⑥高校生、⑦高齢者（歩行者・自転車利用者）、⑧身体障がい者（歩行者、車椅子）、⑨若年ドライバー、⑩女性ドライバー、⑪高齢者ドライバー、⑫一般ドライバー、⑬外国人（歩行者・自転車利用者）、⑭交通安全指導員、⑮教育等の現場における指導者
----	---

イ 指導者養成・資質向上事業

（ア）具体的内容

地域・職域等で交通安全教育を推進する交通安全指導者の、養成・資質向上を図るための研修を実施してください。

（イ）要求水準

指導者の特性及び段階に応じ、その指導者が指導の対象とする者なども考慮した複数のカリキュラムを作成のうえ、研修を行ってください。

ウ 遠隔地等での出前型交通安全教育（出前研修）事業

（ア）具体的内容

アウトリーチ活動として、センターの利用が困難な東紀州地域及び指導員体制が整っていない地域（市町）の方に限り、出前研修を実施してください。

（イ）要求水準

対象とする受講者と研修目的を明確にしたうえで、参加・体験型の効果的な研修を実施してください。

II 施設の運営に関する業務

ア ホームページを活用した情報発信

(ア) 具体的内容

ホームページを設置し、管理運営してください。現在の内容は、以下のアドレスからご覧ください。

(<http://www.safetyplaza-mie.com/>)

(イ) 要求水準

センターの紹介、研修の案内、交通安全情報の提供、施設の予約状況のページなどを作成し、定期的に更新を行ってください（1月に1回以上）。

また、アクセスの実態や検索キーワードの分析等を行い、ホームページがどれだけ有効活用されているか等について、常に検証・チェックを行い、提供するホームページの内容について不断の改善を行ってください。

イ 展示スペースの活用

(ア) 具体的内容

交通安全情報の掲示、特設コーナーの設置など、展示スペースを活用してください。

(イ) 要求水準

来場者の交通安全意識の向上に繋がる内容となるように努めてください。

ウ 案内人（交通安全ガイド）の配置

(ア) 具体的内容

交通安全についてわかりやすく学べるよう、機器の説明や目的などについて指導する案内人（交通安全ガイド）を屋内展示スペース（4F）に配置し、施設の案内等を行ってください。

(イ) 要求水準

来場者の満足度が上がるような配置に努めてください。

エ ガイドブックの作成

(ア) 具体的内容

「何に気をつけなければいけないか」など、来場した親子が、交通安全について、ともに学べるガイドブックを作成してください。

(イ) 要求水準

わかりやすく、親子がともに交通安全について学べる内容としてください。

オ 一般利用者の属性調査の実施

(ア) 具体的内容

センターのPR（周知）活動及び利用者の拡大に活用するため、一般利用者の居住地、年代、性別、利用歴などについての属性調査を行ってください。

(イ) 要求水準

毎月、4日以上実施してください。

カ 交通安全グッズの作成等

(ア) 具体的内容

センターのPRを図り交通安全に対する関心を惹起するため、交通安全グッズの作成について検討し、可能であれば作成してください。

(イ) 要求水準

検討した結果等については、毎年、県に検討内容・作成結果等を報告してください。また、グッズを作成した場合、有効性や活用の実態等について、毎年、検証・チェックを行ってください。

キ 事業・企画の立案・実施

(ア) 具体的内容

センターの魅力を積極的にアピールするための事業や、利用者に繰り返し利用していただけるような企画、あるいは、体験型研修や無料施設としての利点を活かした企画などを立案

し、実施してください。

(イ) 要求水準

毎月、1回以上実施してください。

ク 集客活動（企業・団体等への訪問）

(ア) 具体的内容

参加・体験・実践型の交通安全教育の重要性や、センター及びその活動内容の周知を図るため、計画的に、県内の企業・団体等を訪問し、利用者の拡大を図ってください。

(イ) 要求水準

1年間で60団体（社）以上に対する訪問を実施してください。（なお、毎月の努力目標は3団体（社）以上とします。）

ケ 広報活動

(ア) 具体的内容

センター及びその活動内容などの認知度を高めるため、広報・啓発活動に積極的に取り組んでください。特にホームページを活用して広報活動に積極的に取り組んでください。

但し、センターの施設・設備を活用した研修に注力していただく必要があるため、地域や関係機関等が実施する交通安全に係る各種三重県大会をはじめとした各種行事（イベント）への参加等は実施しないこととします。

(イ) 要求水準

ホームページについては、アクセスの実態や検索キーワードの分析等を行い、ホームページがどれだけ有効活用されているか等について、常に検証・チェックを行い、提供するホームページの内容について不断の改善を行ってください。

また、市町、NPO組織、地域の交通安全教育指導者などと連携して、参加・体験・実践型の交通安全教育の重要性の周知及びセンターの認知度の向上に努め、利用者の拡大を図ってください。

Ⅲ 交通安全に関する情報及び資料の収集及び提供に関する業務

交通安全に関する調査・研究の実施及び情報・資料の収集に努め、上記「4（1）Ⅰ 交通安全に関する教育の実施に関する業務」に掲げる事業への反映を図るとともに、次のとおり、提供（情報発信）を行ってください。

ア 教材・教育プログラムの開発（作成）及び提供

(ア) 具体的内容

交通事故の実態に応じた教材や教育プログラムを開発（作成）し、研修に活用するとともに、必要に応じて関係者等にも提供してください。

(イ) 要求水準

1年に1教材以上、教材・教育プログラムの開発（作成）を行ってください。また、提供した教材・教育プログラムについて、毎年、その有効性について検証・チェックを行ってください。

イ 各種調査・研究の充実

(ア) 具体的内容

交通安全に関する各種調査・研究を行うとともに、情報収集を充実させ、必要に応じて市町及び関係機関・団体など関係者に提供（情報発信）してください。

(イ) 要求水準

1年に1件以上、調査・研究を行い、報告書として取りまとめたものを県に提出してください。

Ⅳ センター機能の向上及び連携交流の推進並びに市町等に対する支援に関する業務

ア ネットワークの構築

(ア) 具体的内容

センターが県内の交通安全教育の中核施設として機能するとともに、交通安全教育に取り組む関係機関等が効率的、効果的に教育の成果を上げられるよう、地域の交通安全教育指導者や関係機関・団体とのネットワークを構築してください。

(イ) 要求水準

1年に2回以上、市町や関係機関・団体等を集めた連絡協議会（仮称）を開催してください。

イ 市町等に対する支援

(ア) 具体的内容

必要に応じて、市町等が取り組むべき交通安全教育の手法等について助言する、人を派遣する、問題点を調査する、専門家（専門機関）を紹介するなど、市町等に対する支援を行ってください。

(イ) 要求水準

1年に4回程度、市町や関係機関・団体等に対する支援をめざしてください。

V 施設の維持管理に関する業務

施設・設備、貸与備品の管理を行い、必要に応じて修繕し、良好に維持管理してください。

ア 施設関係

(ア) 自動車体験コース保守点検

土砂、塵埃、雑草等の清掃（必要に応じ）

(イ) 自転車コース保守点検

土砂、塵埃、雑草等の清掃（必要に応じ）

信号制御器及び踏切制御措置の点検（点検項目及び内容は別紙1）

(ウ) 交通公園保守点検

遊具等の点検（点検項目及び内容は別紙2）

(エ) その他

センターの適切な管理に努めてください。

イ 設備関係

(ア) シミュレータ室保守点検

運転席機構部、運転席電気部、システム制御装置の点検（点検項目及び内容は別紙3）

(イ) 展示機器保守点検

展示機器の点検（点検項目及び内容は別紙4）

(ウ) 視聴覚機器保守点検

視聴覚機器の点検（点検項目及び内容は別紙5）

(エ) 教習用自動車保守点検

教習用自動車の点検（点検項目及び内容は別紙6）

(オ) 上記を除く物品等の点検管理

備品（別紙7）の点検管理（必要に応じ）

ウ 修繕関係

大規模修繕（1件当たり50万円以上の修繕）の実施については、修繕計画書を策定するとともに、見積書を徴し、県と協議してください。

VI その他管理運営上必要と認める業務

ア 人員配置、組織等に関する事項

(ア) 統括責任者を配置するとともに、センターの管理運営に必要な人員を配置してください。

また、管理運営の業務が適切であるかについて、チェック体制を確立してください。

(イ) 次のイに記載するとおり、指定管理開始後にスタッフが専門的な研修を受講できる機会が確

保されていることから、施設の管理が開始される平成25年4月1日までに、創造的な交通安全教育を企画・立案できる交通安全教育の専門知識を有する者を最低1名確保してください。

(応募の時点では、専門知識を有する者を複数名確保していることを選定審査の必須条件としません。)

なお、上記の交通安全教育の専門知識を有する者は、平成25年4月1日までに、最低限、「自動車安全運転センター 安全運転中央研修所(茨城県ひたちなか市)」が実施する研修を受講しておく必要があります。

イ 人材育成

(ア) サービスの向上を図るため、センターの管理運営業務に従事する職員全員が業務全般を理解し、対応できるよう職員の資質向上や能力開発のための研修を計画的に行い、人材育成に努めてください。

(イ) 毎年、職員に「自動車安全運転センター 安全運転中央研修所(茨城県ひたちなか市)」が実施する専門研修を受講させてください。なお、受講する職員の数及び研修コースについては、別途、県が指定します。(受講に係る研修料金は、指定管理料に含まれています。)

(ウ) 各種団体・機関や各種学会・研究会等が実施する研修に職員を積極的に参加させるとともに、カリキュラムへの活用、カリキュラムの改善に取り組んでください。

(エ) 公の施設の管理者として必要な人権研修、環境(ISO 14001)研修、救急救命研修等を定期的実施してください。

ウ 危機管理体制の整備

(ア) 災害及び事故等の不測の事態(以下「緊急事態等」といいます。)を想定した危機管理体制の整備及び危機管理マニュアルを作成してください。なお、作成した危機管理マニュアルは県に提出してください。

(イ) 消防署等関係機関からマニュアル改善の助言や指導があった場合は、直ちに改善してください。

(ウ) 緊急事態等を想定した訓練を定期的に行い、危機管理マニュアルを点検整備してください。

(エ) 利用者の安全確保のため、事故防止策とその対応策を整備するとともに、危険及び破損箇所の早期発見に努め、発見した場合は迅速に適切な措置を行ってください。

(オ) 緊急事態等が発生または発生の恐れが生じた場合は、危機管理マニュアルにしたがって速やかに適切な措置を行うとともに、県や関係機関に連絡・通報してください。

エ 成果目標・数値目標の設定及び事業評価

(ア) 県が示す成果目標以外に、指定管理者独自の成果目標及び数値目標を設定してください。

(イ) 事業計画書に基づき実施した事業については、業務が適切であるかどうかについて評価検証を行い、評価結果をその後の事業に反映させ、事業内容を継続的に改善してください。

オ その他

(ア) 業務を円滑に遂行するため、必要に応じて県と連絡調整や情報交換を行うこととし、県からの求めに応じて、随時、関係書類を提出してください。

(イ) 文書の保存管理については、県の規程に従ってください。

(ウ) 利用者の意見・要望の把握と、管理運営への反映体制を整備してください。

(2) 指定期間を通じて達成すべき成果目標

ア 県が示す成果目標(毎年度の目標)

① 指導者養成・資質向上講座受講者数	1,000人
② 団体研修受講者数	6,000人
③ 一般利用者数	43,000人
④ 研修により行動変容・意識変容があったと回答した受講者の割合	100%

成果目標の計上方法については、別紙8で定めます。

但し、改修工事の実施など、不測の事態により、指定管理期間中に一定期間、施設・設備の利用ができない状況が生じた場合には、別途、県が成果目標を示します。

イ 申請者が提案した成果目標及び数値目標

5 指定管理者の指定の予定期間

- (1) 指定の期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間を予定しています。
- (2) この指定の期間は、三重県議会での議決により確定することとなりますので、ご注意ください。

6 管理に要する経費等

(1) 指定管理に係る指定管理料

県が指定期間中に支払う施設の管理に要する経費（以下「指定管理料」という。）の総額は、次に示す額を上限とします。

なお、県が指定管理者に支払う指定管理料は、各年度の予算の範囲内において別途締結する年度協定に基づき支払います。

指定管理料の総額 116,874千円以内（3年間）（消費税及び地方消費税を含む。）

（内訳）各年度における指定管理料概算額

平成25年度	38,958千円
平成26年度	38,958千円
平成27年度	38,958千円

(2) その他

ア センターに係る清掃管理委託費、光熱水費、施設用消耗品（トイレットペーパー、石鹼液、照明器具に限る）、火災保険料は県が直接支払います。したがって、これらの経費は上記の指定管理料には含みませんが、地球温暖化防止や省エネルギー、環境保全のため、光熱水費の削減に努めてください。

なお、センターで使用する自動車に係る諸経費（継続検査手数料、自賠責保険料、重量税、任意保険料）及び、施設賠償責任保険料は上記の指定管理料に含みます。また、諸手続きに係る事務は指定管理者が行います。

イ 指定管理料の支払時期や方法、管理口座等の細目的事項については、別途協定にて定めます。

ウ センターの管理に関する会計は、独立した会計とし、指定管理者が行う他の業務の会計と区分してください。

7 申請資格

申請の資格を有する者は、指定期間中、安全円滑に施設を管理し、かつ、上記「1（2）施設の設置目的」をより効果的・効率的に達成することのできる法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる全ての要件を満たす者とし、個人での応募は受け付けません。

- (1) 地方自治法第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方自治体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しない法人等でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 三重県の入札参加資格（指名）停止の期間中でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと及び同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
- (5) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 次のアからエまでのいずれかに該当する法人等でないこと。

ア 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の申立てがなされた法人等及び開始命令が

されている法人等（平成17年6月改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた法人等及びその開始命令がされている法人等を含む。）

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）

エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

(7) 法人等又はその役員等（法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所等（常時業務等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を、法人以外の団体である場合にはその団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。）が次に掲げる全ての要件を満たすものであること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる活動を行う法人等でないこと。

イ 暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等でないこと。

ウ 法人等でその役員等のうちに暴力団の構成員等となっている者がいないこと。

エ 法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者を経営に実質的に関与させ、不正に財産上の利益を得るために利用し、又は暴力団関係者に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えている者がいないこと。

オ 法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合（以下「会合等」という。）に出席し、若しくは自らが開催する会合等に暴力団関係者を招待したりするような関係、又は暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交遊関係などを有している者がいないこと。

(8) 役員等に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる法人等でないこと。

(9) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」別表第1に掲げる要件に該当していないこと。

(10) 三重県議会の議員、知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員又は委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下「無限責任社員等」という。）に就任していない法人等であること。

ただし、三重県議会の議員以外の者について、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人等の無限責任社員等に就任している場合を除きます。

(11) センターのサービスの向上及び業務の効率的な実施を図るうえで必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができます。この場合においては、次の事項に留意して申請してください。

ア グループにより申請をする場合には、グループの名称を設定し、代表となる法人等を選定すること。この場合において、他の法人等は、当該グループの構成団体として扱うこと。

なお、代表となる法人等又は構成団体の変更は、原則として認めません。

イ グループの構成団体間における連帯責任の割合等については、別途協定書で定めること。

ウ グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。

エ 次に記載する「8（4）ウ提出書類」（エ）から（ス）までについては、構成団体ごとに提出すること。

- (12) センターにおける指定管理者の募集に係る現地説明会に参加していること。なお、グループによる申請の場合は、代表となる団体が、現地説明会に参加していれば申請することができます。

8 指定の申請の手続き

申請に関して必要となる経費は、すべて申請者の負担とします。また、提出された書類は、正本1部を三重県が保持することとし、副本10部は、指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）を選定後、申請者との協議により、返却又は廃棄します。

(1) 募集要項の配布等

募集要項は次のとおり配布（又は閲覧）します。

ア 配布（又は閲覧）期間

平成24年8月6日（月）から平成24年8月21日（火）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間と土曜日、日曜日を除きます。）とします。

イ 配布（又は閲覧）場所

〒514-8570

三重県津市広明町13番地 三重県庁8階

三重県 環境生活部 交通安全・消費生活課 交通安全グループ

電話 059-224-2410

FAX 059-228-4907

e-mail seikotu@pref.mie.jp

ウ 配布方法

配布期間内に直接受け取ってください。なお、郵送を希望する場合には、着払いの小包で発送しますので、電話、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで、上記「イ 配布（又は閲覧）場所」あてに平成24年8月20日（月）午後5時までに必着するようにお申し込みください。

また、募集要項については、三重県ホームページからもダウンロードすることができます。

アドレス (<http://www.pref.mie.lg.jp/seikotu/hp/kotsu/sitekan/>)

(2) 現地説明会の開催

現地説明会を、次により開催しますので、指定管理者指定申請書の提出を予定している法人等は、必ず、様式1により参加申込をして参加してください。当説明会に参加していなかった法人等は、指定管理者指定申請書を提出することができません。

なお、グループにより指定管理者指定申請書を提出する場合は、代表となる団体が現地説明会に参加していれば申請できます。

ア 開催日時

平成24年8月28日（火）午後2時から

イ 開催場所

三重県交通安全研修センター 講習室

三重県津市垂水2566番地 （三重県運転免許センター4階）

電話 059-224-7721

ウ 申込方法

三重県交通安全研修センター現地説明会申込書（様式1）に法人名（法人でない者は代表者名）、参加希望者（各団体3名まで）及び連絡先を明記の上、持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかで、平成24年8月24日（金）午後5時（必着）までに、「8（1）イ 配布（又は閲覧）場所」までお申し込みください。

(3) 質問事項の受付及び回答

この募集要項の内容等に関する質問がある場合には、様式2により提出してください。

ア 質問の提出

(ア) 受付期間

平成24年8月29日(水)から平成24年9月4日(火)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間と土曜日、日曜日を除きます。)とします。

(イ) 受付場所

上記「8(1)イ 配布(又は閲覧)場所」と同じです。

(ウ) 受付方法

質問は持参又は郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかで提出するものとし、口頭による質問は一切受け付けません。

イ 質問に対する回答

(ア) 回答方法

ファクシミリ又は電子メールにて、質問者に回答します。なお、当該回答については、三重県ホームページで公表するとともに、下記により閲覧することもできます。

回答が遅れる場合は、質問者に別途連絡します。

(イ) 回答日

平成24年9月6日(木)

(ウ) 閲覧期間

平成24年9月6日(木)から平成24年9月14日(金)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間と土曜日、日曜日を除きます。)とします。

(エ) 閲覧場所

上記「8(1)イ 配布(又は閲覧)場所」と同じです。

(4) 申請書類の受付

ア 受付期間

平成24年9月10日(月)から平成24年9月14日(金)まで

イ 受付時間

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで(土曜日、日曜日を除きます。)

ウ 提出書類

指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次に掲げる書類を提出してください。提出書類は、全て日本工業規格A4版とし、ファイル等に綴じて提出してください。

なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合もあります。

また、下記の(セ)～(タ)の書類については、複数の法人等による応募の際に提出してください。

(ア) 指定申請書(様式3)

(イ) 事業計画書(様式4)

様式4-①～4-④については、書式を指定するものではありません。また、枚数の制限もありません。

但し、様式4に記載されたすべての項目について記入し、その順番は様式4に記載された順番としてください。

提出にあたっては、提出書類の下欄にページ数を記載してください。また補足資料を加えることも可とします。

(ウ) 事業計画書の要旨(様式5)

本県では、申請者が指定管理者になっていただいた場合の公共サービスの水準とコスト等の内容について、県民にわかりやすく示すこととしていますので、上記(イ)の事業計画書の要旨をA4用紙2枚以内にまとめたものを作成してください。

(エ) 上記「7 申請資格」に掲げる全ての要件を満たす旨の宣誓書(様式6)

なお、上記7(6)に記載の申請資格に関し、場合によっては役員等に係る住民票又は住民

票記載事項証明書の提出を求める場合があります。

- (オ) 法人等の定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類
- (カ) 法人にあつては当該法人の登記簿謄本及び印鑑証明書（申請日前3ヶ月以内に取得したもの）
- (キ) 法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し（申請日前3ヶ月以内に取得したもの）
- (ク) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
- (ケ) 申請書を提出する日の属する事業年度の直近3年間の事業報告書、収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- (コ) 役員等の名簿（氏名及び生年月日並びに住所又は居所を記載したものをいう）及び履歴を記載した書類
- (サ) 法人等の概要がわかる書類（様式7）
- (シ) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」（税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し
- (ス) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し
- (セ) グループ構成員表（別記様式A）
- (ソ) グループ協定書の写し（別記様式B）
- (タ) グループ委任状（別記様式C）

エ 提出書類の扱い

県に提出された書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、審査結果の公表その他必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用し、又は提出書類の内容を複製、改変等して使用できるものとします。また、提出された書類は、三重県情報公開条例第2条第2項に規定する公文書に該当することとなり、情報公開の請求がされた場合、同条例の規定に基づき、情報公開の手続きを行いますので、予め、ご承知おきください。

オ 提出方法

持参又は郵送にて提出してください。但し、郵送の場合は書留郵便により受付期限の平成24年9月14日（金）午後5時必着とします。

カ 提出先

上記「8（1）イ 配布（又は閲覧）場所」と同じです。

キ 提出部数

正本1部、副本10部を提出してください。

なお、上記ウ（ウ）の事業計画書の要旨については、県ホームページに掲載できるよう書面とあわせてPDFファイル様式で提出してください。

9 指定管理者の選定

（1）申請資格の審査

指定申請書等の受付後、事務局が応募者の参加資格要件を満たしているかの審査を行います。

（2）申請者名等の公表

上記（1）に掲げる申請資格の審査を通過したものについては、審査過程の透明性を確保するため、申請者の名称及び上記「8（4）ウ 提出書類」で提出のあった事業計画書の要旨を三重県ホームページで公表します。

（3）選定委員会の設置及び審査・選定

指定管理者の選定については、その選定過程や手続きの透明性・公正性を高めていくため、外部の有識者等による三重県交通安全研修センター指定管理者選定委員会を設置し、提出された事業計画書等の審査及びヒアリングを実施のうえ、下記（4）の選定基準等に基づいて総合的な審査を行い、最適と認められる法人等を指定管理候補者として選定します。

(4) 選定基準等

申請者から提出された事業計画書等については、別紙9の審査基準及び配点表に基づき、審査を行います。

(5) 審査の方法

指定管理候補者の審査選定については、次の2段階審査により行います。

ア 第1次審査（書面審査）

上記(1)の申請資格の審査を通過した申請者及び下記(6)の失格事項に該当しない申請者を対象に、選定委員会が提出された事業計画書等の書面審査を行い、第2次審査の対象として3団体程度を選定します。但し、申請者が3団体以内の場合は、第1次審査は行いません。

(ア) 開催日

平成24年9月29日(土) 予定

(イ) 開催場所

津市内で開催する予定です。

(ウ) 審査結果の通知

第1次審査の審査結果は、審査終了後速やかに、書面で通知します。

イ 第2次審査（ヒアリング審査）

第1次審査を通過した申請者を対象に、選定委員会によるヒアリング審査を行います。

なお、ヒアリング審査は、1団体あたり、質疑も含め約60分程度を予定しており、その詳細については、別途通知いたします。

(ア) 開催日

平成24年10月7日(日) 予定

但し、上記の「9(5)ア」に記載する第1次審査を開催しない場合には、第2次審査（ヒアリング審査）の開催日を繰り上げる場合があります。この場合、全ての申請者に通知します。

(イ) 開催場所

津市内で開催する予定です。

(6) 失格事項

次の要件に該当した場合は、その申請者を選定審査の対象から除外します。

- ア 申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定審査に対する不当な要求を行った場合、若しくは選定委員会委員に個別に接触した場合
- イ 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ウ 提出書類の提出期間を経過してから提出書類が提出された場合
- エ 複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出した場合
- オ 提出書類提出後に事業計画の内容を大幅に変更した場合
- カ その他不正行為があった場合

(7) 選定結果の通知

指定管理候補者の選定結果は、第2次審査の対象となった申請者全員に書面で通知します。（平成24年11月中旬～下旬頃予定）

(8) 選定結果の公表

指定管理候補者を選定した審査の過程や審査結果等については、三重県ホームページで公表します。

なお、公表する内容は、申請者の名称、所在地、申請者ごとの審査結果（評価点数を含む。）、指定管理候補者の名称及び選定理由等とします。

また、指定管理者の指定の議決にあたり、三重県議会には、申請者ごとの主な提案内容及び評価点数並びに選定委員会の講評等を報告しますので、予め、ご承知おきください。

10 指定管理者の指定

指定管理候補者に選定された法人等については、平成24年第2回三重県議会定例会における議決（平成24年12月予定）を経た後に、指定管理者として指定します。

ただし、指定申請以降に、「7 申請資格」に掲げる要件のいずれかを満たさないこととなった場合、又は「9（6）失格事項」に掲げる要件に該当することが判明した場合には、指定をしないことがあります。

11 指定管理者との協定の締結

県は、議会の議決を経て指定管理者に指定した法人等との協議に基づき、本業務の実施に必要な事項について、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結します。

なお、協定を締結しようとする事項の具体的な内容については、別添「管理に関する協定書（標準案）」（別紙10）をご参照ください。

12 管理状況の把握と評価・監査等

（1）利用者の声の把握

センターの利用者のサービス向上等の観点から、アンケート等により、センター利用者の意見・苦情等の聴取結果及び業務への反映状況について、県に報告していただきます。

なお、原則として、毎月の利用者数の実績等については毎月、アンケート結果や苦情内容及びその対応状況等については四半期毎に、まとめた業務報告書をその翌月15日までに県に提出してください。

（2）業務の評価

県は、指定管理者による適正なサービスの提供を確保するため、原則として、センター条例第9条の規定による事業報告書、上記（1）にかかる月次・四半期の業務報告書等の提出を受けて、下記のセンター管理運営業務に関する評価等を行うことを予定しています。

なお、事業報告書の中には、成果目標として掲げた指標についての自己評価を含めてください。

ア 定期評価

県は、業務報告書や事業報告書等に記載された内容及び指定管理者によるサービスの履行内容が別途、締結する協定書に示す管理の基準等を満たしているかについての確認を行います。

イ 随時評価

県は、必要があると認めたときは、原則として指定管理者に事前に通知したうえで、センターの維持管理および経理の状況に関し指定管理者に説明を求め、又はセンター内において維持管理の状況の確認を行うことがあります。

（3）監査の実施

地方自治法第199条第7項、第252条の3第4項、第252条の4第1項に基づき、指定管理者が行うセンターの管理の業務に係る出納関連の事務について、必要に応じて、監査委員、包括外部監査人、個別外部監査人による監査を受けてください。

（4）財務状況の確認

毎事業年度、団体の決算確定後、収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類を提出してください。

13 県と指定管理者との責任の分担

県と指定管理者との責任分担は、原則として次の表のとおりとします。なお、施設の管理を行うに

あたり支障を生じさせるおそれのある事項については、「リスク分担表」（別紙11）に定めるとおりとします。

ただし、「リスク分担表」に定める事項で疑義がある場合又は定めのないリスクが生じた場合は、県と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定します。

項目	指定管理者	県
施設（建物、工作物、機械設備等）の保守点検	○	
施設・設備の維持管理	○	○（1）
施設・設備の修繕	○（2）	○
安全衛生管理	○	
事故・火災等による施設・備品の損傷	○（3）	○
施設利用者の被災に対する責任	○（4）	○
施設の火災共済保険加入		○
包括的な管理責任		○

（1）三重県運転免許センター内の共有設備（電気・水道・空調設備等）の維持管理は県（三重県運転免許センターの施設管理者）が行う。

（2）修繕料の負担区分はリスク分担表による。

（3）指定管理者の責めに帰すべき場合は指定管理者の責任になる。

（4）指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、被害が最小限となるように迅速かつ適切な対応を行い、速やかに県に報告しなければならない。

（5）前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に対する事項については、協定で定める。

14 事業の継続が困難になった場合における措置

（1）県への報告

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに県に報告しなければなりません。

（2）指定管理者に対する実地調査等

指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合、又はそのおそれが生じた場合には、県は、地方自治法第244条の2第10項及びセンター条例第11条の規定により、指定管理者に対して管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがあります。

なお、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、県は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合があります。

（3）指定管理者の破産等

指定管理者の破産又は財務状況の著しい悪化など指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合、又は著しく社会的信用を損なうなど指定管理者として相応しくないと認められる場合には、県は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

また、指定管理者がグループの場合で、その構成団体の一部の法人等について管理の継続が困難と認められる場合においては、県は、残存の法人等により継続して適正な管理が可能と認められる場合には、当該管理の継続を認めるものとします。ただし、当該管理が困難と認められる場合には、県は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

（4）県に対する損害賠償

上記（2）又は（3）により指定管理者の指定を取り消され、県に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定管理者は、県に対し賠償の責めを負うこととなります。

(5) その他不可抗力の場合

指定管理者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難になった場合には、県と指定管理者は、事業継続の可否について協議するものとします。

15 その他

(1) 施設管理開始までにおける指定の取消し

指定管理者の指定後、施設の管理開始までの間において、次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

- ア 正当な理由なくして県との協定の締結に応じないとき
- イ 指定管理者の資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき
- ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき

(2) 業務の再委託

指定管理者が行う業務を一括して第三者に委託し、請け負わすことはできません。ただし、委託業務のうち、指定管理者が管理する施設（自動車体験コースや自転車コースなど）や設備の清掃及び保守点検、警備等一部の業務については、県の承認を得たうえで、専門の事業者に委託することができます。

(3) 施設等の引継ぎ

センターの管理運営業務の引継ぎについては、協定締結後、随時行います。また、引継ぎに要する経費は、新指定管理者の負担とします。

(4) 業務等の引継ぎ

現管理者が平成25年4月1日以前に受付を行った指定期間以後の予約については、新指定管理者に引き継ぐものとし、管理者の変更により利用申込者が不利益を被らないよう配慮してください。

16 問い合わせ先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地 三重県庁8階

三重県 環境生活部 交通安全・消費生活課 交通安全グループ

電話 059-224-2410

FAX 059-228-4907

e-mail seikotu@pref.mie.jp